

Title	わが国の遺族年金制度の形成と展開
Author	坂口, 正之
Citation	生活科学研究誌. 1 巻, p.209-230.
Issue Date	2002-12
ISSN	1348-6926
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	『生活科学研究誌』編集委員会

わが国の遺族年金制度の形成と展開

坂口正之

大阪市立大学大学院生活科学研究科
(平成14年8月26日受付：平成14年10月23日受理)

A Historical Study on the Survivors' Pension Scheme in Japan

Masayuki Skaguchi

Graduate School of Human Life Science, Osaka City University

Summary

Most modern public pension schemes provide old-age benefit, disability benefit, and survivors' benefit. The early schemes in Japan had no provision for the survivors until the 1910s when the Japan National Railways Mutual Aid Association first introduced the survivors lump-sum death benefit. But its original purpose was to refund contributions by the insured to their survivors rather than to maintain them. In 1942, the Employees' pension Scheme formalised a system which aimed to provide benefit as an inheritance right.

However, these schemes were insufficient to maintain young survivors. The Employees' pension Schemes began to provide a new widows pension, beside previous provision for the survivors, after the Second World War. The new benefit can be seen as a social allowance because it is funded by pay-as-you-go principle with a less-strict eligibility test.

These two types of provisions were integrated into a new survivors' benefit through the major pension reform in 1954. Since then, the level of survivors benefit has just been upgraded without a major change on its entitlement rules while the old-age benefit requires 20-year contribution record to qualify. It is unfortunate that many people fail to recognise the differences in historical backgrounds and financing methods between the survivors benefit and the other types of public pension schemes such as the old-age benefits. It is essential to note that there are two different types of the bereaved families to whom the public pension schemes have to provide survivors' benefits.

This paper focuses on the historical developments of the Japanese survivors' pension schemes for the last hundred years, examining its original aims and functions. Also, I hope this paper will contribute to current debates on public pension reform.

Keywords : 厚生年金 *Employees' Pension Insurance Scheme*, 国民年金 *National Basic Pension Scheme*, 老齢年金 *Old-age Pension Benefit*, 遺族年金 *Survivors' Pension Benefit*, 寡婦年金 *Window's Pension Benefit*, 社会手当 *Social allowance*

I はじめに

一般に、公的年金制度は稼働能力の長期的な喪失に対する所得保障制度である。老齢による稼働能力の喪失には老齢年金が、障害による場合には障害年金が、生計維持者の死亡には遺族年金が、それぞれ設けられる。ところが、老齢（長命）、障害、生計維持者の死亡はいずれも事故として捉えることが可能で、保険の対象とすることができるが、それらはかなり異なった性格を有している。老齢・長命は大多数の人々に関係し、ある程度予測が可能で事前に準備を行うことができる。しかし、障害、生計維持者の死亡の発生は希であるが、個人的には発生の予測が困難で個別の準備や対応は困難である。そのような理由により、これらの事故はすべて初めから公的年金制度に組み込まれていた訳ではなく、一定の歴史や経過を経て導入され、また社会、経済情勢に対応して変遷を遂げてきた。

本稿は、遺族年金に焦点を合わせて、その形成と発展、変容の過程を明らかにすることを課題とする。ただ、現在遺族年金が抱える問題状況を直接細かに考察することは本稿の課題の外におき、次稿における課題としたい。その意味で、本稿は基本的には歴史的研究である。

本稿の問題意識を明らかにしておこう。遺族年金は公的年金の一領域を構成するが、年金受給者または被保険者が死亡したときに、その者が生計を維持していた遺族（主に配偶者や子）に稼働能力がない場合に、その遺族の生活を保障するために支払われる。ところが、本体の公的年金（老齢年金）給付は一定の拠出・積立を前提にしているため、遺族年金は短期加入者であっても生活保障の観点から一定水準の最低保障を行う仕組みを必要とする。また、過剰給付にならないように、併給などの調整を必要とする。そのために、遺族年金において拠出と給付の対応関係は希薄になり、給付水準の引き上げとともに不公平論が現れるようになる。後述の「女性と年金検討委員会」報告（2001年12月）が遺族年金を検討課題の1つとする所以である。

この遺族年金の不公平論が妥当かどうかは今後の検討に譲りたいが、このような議論のなかで、1)老齢年金受給者の死亡と2)若年被保険者の死亡による2つの遺族年金の相違が等閑視されているようである。前者は一定以上の拠出・積立を前提にし、後者は拠出期間に関係せず、両者の財源の調達方法、原理が異なっている。そのような相違を区別せず、一般的に遺族年金の問題点を同様に議論しても生産的な結論を得ることは困難であろう。それらの相違は、現行制度だけを分析しても明らかにならないが、遺族年金の歴史・沿革を紐解けば明白になってくることである。

したがって、本稿の主題は、わが国の遺族年金制度の形成・発展・改編の過程を歴史的に跡付け、遺族年金の目的と機能の変化の過程を解明しながら、今日の特徴と課題を提示することである。そして、その解明の視点・焦点は、若年寡婦および高齢寡婦に対する2つの遺族年金の形成、展開に当て、その特質を考察することに置かれる。

しかし、ここで予め断っておきたいことは、筆者は遺族年金の公平・不公平論に一定の決着を与えたいという問題意識をもつが、本稿で直ちに筆者の立場や見解を予め明らかにすることは避けたいという点である。勿論、本稿の歴史的分析により一定の方向が自ずと見えて来るが、しかし遺族年金の改革を一般的に論じることにはむしろ大きな問題点があると考えられる。改革案の提示は多方面からの用意周到な考察とシュミレーションが必要であり、本稿では敢えて筆者の立場・見解を提示することには慎重にしたい。

そこで、本稿の構成について要約するならば、まず、厚生年金が誕生する以前の遺族への生活保障制度の思想とシステムの形成過程をみ、ついで厚生年金における遺族年金の原形の形成過程を整理し、遺族年金と寡婦・遺児年金の2つの遺族年金創設の経過を跡づける。そして、経済成長期前夜に厚生年金が再編成されたときに、2つの遺族年金が統合され、給付水準の改善も図られるが、そのときの問題意識と矛盾の拡大について明らかにする。その後、遺族年金の構成は、基礎年金体制に再編成されるなかで大きく再構成されるが、その意義と課題について論じる。そして、最後に一応の総括として、現在提起されている遺族年金の主要問題について論点を整理し、改革案のための準備的考察を行う。

II 遺族年金前史

1 恩給と国鉄共済組合

公的年金制度の沿革を紐解けば恩給制度まで遡ることができるが、恩給制度の歴史も多様である。この多様な恩給制度を統一したのが、1923年「恩給法」である。恩給法は、文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並待遇職員などの公務員を対象とし、毎月俸給の2%（軍人は1%）を納付し、一定期間（一般文官は17年）の在職後に死亡または退職すれば、退職前1年の俸給年額の3分の1を基本とする恩給と、恩給受給者が死亡した場合は遺族にその半額の扶助料を支給するものである¹⁾。

それとは別に、恩給法の適用を受けない官営工場の現業従業員には官業共済組合が用意され、1906年に「鉄道国有法」が成立すると、それをうけて設立された帝国鉄道庁職員救済組合（1907年）をもって嚆矢とする²⁾。

当時の国鉄共済組合の給付は「傷病保険」、「死亡および老衰保険」の2種類で、前者は業務上の災害に対する事業主補償であり、しかも給付形態は年金制度ではなく一時金制度であった。後者は業務外の死亡あるいは退職への給付であり、これも年金ではなく一時金であった。このうち、死亡救済金は遺族に対する給付であったが、一種の生命保険であり、遺族年金という形をとらなかった。

その後1918年に、制度の改編により鉄道院共済組合と改称され、それと共に、鉄道院共済組合規則が施行され、給付制度も改められた。このとき、業務上の災害により終身間自用を弁じることが出来ない重度の障害者に対して選択制の公傷年金制度が初めて導入された³⁾。

2 国鉄共済組合の発展と年金給付

第1次世界大戦による戦需ブームは労働組合運動を高揚させ、それに対応して政府はすべての官業共済組合の現業員に年金制度を実施する方針を固め、これをうけ、鉄道院共済組合規則が全面的に改正された(1920年4月実施)。

それによれば、給付の種類は1)公傷給付、2)廃疾給付、3)疾病給付、4)退職給付、5)遺族給付、6)災厄給付の6種にのぼり、多彩化するとともに、給付方法として年金制が新設された⁴⁾。

そのうち主な給付内容についてみると、「公傷給付」は、業務上の死亡への給付を後述の遺族給付に編入し、公傷の重度障害に対して終身年金を給付するもので、障害年金としての性格をより明確にするものである。「廃疾給付」は業務外の傷病による廃疾に対するもので、重度への終身の廃疾年金と一時金とがある。「退職給付」は、退職年金、退職定期年金、退職一時金の3種に分かれるが、退職年金は加入20年以上で40歳以上で退職した場合に支給される終身年金で、給料の4カ月分を基本とし、以後加入1年ごとに給料年額の100分の1を加算する。後の船員保険や労働者年金保険の養老年金の原形をみることができる。また、加入期間が短い場合に退職定期年金と一時金が支払われる。「遺族給付」は遺族年金、遺族一時金、葬祭金からなるが、遺族年金は公傷による死亡に対する遺族への終身年金(給料3から4カ月)で、遺族一時金は職務外の原因(私傷病)による死亡に対して遺族に給料の一定割合が支給される場合と、公傷、廃疾、退職の各年金受給者が受給後間もなく「短命死亡」したとき、公傷年金の5年分またはその他の年金の3年分から既給額を控除した残額を一時金で支払う場合とがある。

その後も、物価水準の騰貴に伴って給付水準は引き上げられ、年金給付についても一般に改善が重ねられた。1923年の恩給法の施行に伴い、共済組合の退職年金の増

額が図られ、また退職年金者の短命死亡による遺族一時金についても、退職時の年齢(40歳以上)により改善がなされた⁵⁾。

しかし、その後若干の改正を経て、昭和の時代に入ると、経済不況は共済組合の財政に暗影を投げかけ、大幅な欠損を出すに至った。それに対応して、基礎率を見直し、1932年12月に組合規則の改定し、保険料を引き上げるとともに、給付の節減を図ったので、昭和期には共済組合の大きな変化と発展は見られなかった。

3 年金給付における遺族給付の位置づけ

以上概観したように、国鉄共済組合は、労働者年金保険法よりも先駆けて、1920年には早くも老齢年金の原形を形成していたといえる。それはスライド規定をもたなかったが、退職時の給料をベースにその3分の1を基本年金とし、加入年数に応じて増額する給付体系をとっていた。しかし、遺族給付については、業務上に起因する救済を中心としており、重度の障害に対しては終身の公傷年金を設け、業務上の死亡の場合は終身の遺族年金があった。公務による傷病死には、その遺族に対する補償あるいは生活保障は制度化されていたのである。しかし、業務外の死亡の場合には十分な給付はなく、遺族一時金にとどまっていた。それは、給料の一定割合の一時金もしくは受給後の短命死亡に対する未受給金を払い戻すものであった。後者の遺族一時金は、遺族の生活保障を目的とするというよりは、掛け金額に見合う給付額の支払い保証を目的とするものであり、初期の遺族給付に採用された機能である。

このように、遺族給付には年金と一時金とがあったが、当時の官業共済組合の11のうち、年金制度を実施していたのは次の8組合で、その内容は不明であるが、遺族年金を有するのは4組合であった。

年金制度を実施する官業共済組合

共済組合名	実施年度	年金の種類
国有鉄道	1920年	公傷、遺族、廃疾、退職
通信	1920年	公傷、退職
内閣印刷局	1921年	公傷、遺族、廃疾、勤労
海軍	1921年	公傷、脱退
造幣局	1923年	公傷、遺族、脱退
土木事業	1923年	公傷、遺族、脱退
専売局	1926年	公傷、退職
陸軍	1937年	障害、脱退

*近藤文二『社会保険』、東洋書館、1948年、p.266。

これによれば、遺族年金の内容は分からないが、恐らくは国鉄共済組合と同様に業務上の傷病による死亡に対する遺族への給付であろう。この表では、遺族一時金の取り扱いも分からないが、業務外の傷病による死亡への遺族給付はこの時期には未だ発達を遂げていなかったと思われる。

4 民間共済組合と遺族年金

民間共済組合の嚆矢は1905年6月に創設された鐘紡共済組合である。創立当時の目的は、「本組合は組合員の病災に罹りたるものを救済し、または老衰および負傷のため、労働に堪えざるもの、或は規定の勤続年数に達したる者に年金を給与するを以て目的とす」(定款第2条)とうたわれているように、1)病気の救済、2)負傷の救済、3)死亡の救済、4)年金の4つの給付を行うものである⁶⁾。

その後、鐘紡共済組合の定款は1918年1月に改定し、その目的を「本組合は組合員にして疾病、負傷、妊娠により労働能力を減少又は喪失したる者若しくは死亡者の遺族に対して救済をなすを以て目的とす」(定款第2条)と変更した。先の目的から年金が抜け落ちている。しかしながら、年金については別に全6カ条の「従業員年金給与規定」を設けており、これにより年金制度の概要を把握できる⁷⁾。

両者の年金規定には相違があるが、「従業員年金給与規定」についてみると、第1条で、1)規定の勤続年限に達した者、2)業務上の傷病を受けた者、3)病傷老衰のために従来の労務に堪えられず退職した者に対して、年金を給与することを規定する。

第1の年金は、男子で7年、女子で3年以上勤続した者に対して在社中にかぎり給料の5%に相当する年金を支給するもので、いわば勤続給または勤続手当である。第2の年金は業務上の傷病に対する給付で、別に定めた「職工扶助規則」の適用を受けない場合に、在社中に限り、負傷または罹病当時の給料の7%に相当する年金を支給するもので、労働能力減退による減収の補償手当である。第3の年金は、男子で15年、女子で10年以上勤続し退職したときは退社後15年間の限りにおいて、また男子で10年、女子で5年以上勤続し傷病または老衰により労働不能となり退職したときは退社後5～10年の範囲において、在社中に受給していた年金と同額の年金を有期に支給し、さらに受給期間中に本人が死亡した場合には死後1カ年分の年金額を限度として遺族に弔慰料として支給するものである。

このようにみると、鐘紡共済組合の年金制度は、今日の老齢年金とはかなり異なり、また遺族の生活保障も制度化されていないことがわかる。他社の民間共済組合も

同様であろう。昭和の初めに行った協調会の調査においても、給付の項目⁸⁾にあげるのは、療養、傷病、分娩、廃疾、死亡、災害、脱退、その他の8つで、年金給付の項目はなく、廃疾給付、脱退給付で年金形式が見られるが、官業共済組合を別にすれば、民間共済組合ではほとんどみられない。

Ⅲ 戦前の公的年金制度における遺族年金

1 船員保険法

船員保険法は、1939年3月に成立し、1940年6月に実施されたが、「労働者年金保険のまさに先駆的⁹⁾」であった。この時期には、すでに日本は準戦時体制下であり、優秀な船員を確保するために、船員に対する生活保障を必要とし、医療保障と老後の生活安定を図る必要があったからである。

船員保険は船員と船舶職員を対象に医療保険給付と年金給付を行う制度であるが、年金給付としては養老年金、廃疾年金・手当金、死亡手当金および脱退手当金、遺族手当金を有した。意外なことに遺族年金はなかったのである。

まず、養老年金であるが、加入期間15年以上の被保険者が50歳を超えて退職した時(または退職後50歳に達した時)、全被保険者期間の平均標準報酬年額の100分の25(月額3カ月分)を基本とし、さらに被保険者期間(最高40年まで)が15年を超える1年につき同上年額の100分の1を加算した額(したがって最高は40年加入で100分の50となる)を、終身にわたって支給される。

つぎに、加入期間3年以上の被保険者が傷病の結果一定の障害に陥った場合に、養老年金と同額の終身の廃疾年金または廃疾手当金(一時金)が支給され、また3年以上で15年未満の被保険者が退職または死亡した場合に、保険料の払戻し相当額の脱退手当金および死亡手当金が支給された。

さて、遺族手当金は、上記の養老年金受給者が死亡した場合または受給権者が支給開始以前に死亡した時、年金5年分との差額または年金5年分を一時金として遺族に支給するものである。それは、遺族の生活保障を目的とするものではなく、払い込んだ保険料およびその利子を払い戻す意味をもち、脱退・死亡手当金と同じ性格の給付であった。

このように、船員保険では、本稿の主題である遺族年金は未だ制度化されず、遺族手当金が設けられたにすぎず、その水準も低く、「遺族救済としては未だ不十分なものであって、葬祭費を償うに足る¹⁰⁾」程度にすぎなかった。

2 労働者年金保険法

船員保険法の成立後、厚生省は、直ちに厚生年金保険法の前身である労働者年金保険制度の立案に着手し、1940年10月に労働者年金保険法案要綱を仕上げ、1941年3月に制定し、1942年6月より全面実施した。

制度の創設は戦争との関係が深く、被保険者は健康保険法が適用される10人以上の工場、事業場に雇用される男子労働者で日本国民¹³⁾に限られていた。

さて、給付には、養老年金、廃疾年金及廃疾手当金(今日では障害年金とよばれるが、当時の用語を用いる)、脱退手当金のほかに新たに遺族年金が設けられた。

まず、給付の内容について簡単にみておこう。

1) 養老年金

養老年金は、加入期間が20年(坑内夫は15年)以上の被保険者が、55歳(坑内夫は50歳)に達して退職するかまたは退職後55歳(同上)に達したときに支給される。一般被保険者の給付体系は報酬比例制のみで構成され、全被保険者期間の平均標準報酬年額の100分の25に相当する年金に加えて、加入期間が20年を超える1年を増すごとにつき全期間の平均標準報酬年額の100分の1に相当する年金を加算し、また「勤続加算」として、同一の事業主の工場または事業場で10年以上引き続き被保険者であった場合は10年ごとに上記の平均標準報酬年額の100分の1を金額を加算し、これらの合計年金額(ただし最高は100分の50である)を終身にわたり支給するものである。

2) 廃疾年金・廃疾手当金

概ね船員保険と同様であるが、過去5年間に3年以上被保険者であった者が終身労務に服することができない程度の廃疾者となった時に、養老年金と同様に計算した金額を廃疾年金として終身にわたり給付する。また、従来の労務に服せない場合には、廃疾手当金が支給される。

3) 脱退手当金

被保険者期間が3年以上所で20年未満(坑内夫は15年未満)の被保険者が退職したり死亡した場合は、被保険者期間の平均標準報酬日額(月額30分の1)の40日分から300日分の範囲内で、脱退手当金が支払われる¹⁴⁾。

この脱退手当金の存在は注12)の批判にみられるように、労働者年金保険が公的年金でありながら、個人保険的積立年金であることを濃厚に示す一面であり、加入者の生活保障という目的を希薄にするものであった。

4) 遺族年金

遺族年金は、労働者年金保険法で新しい展開を見せた。すなわち、被保険者期間が原則20年以上の加入者が死亡した場合に、その遺族¹⁵⁾に、養老年金または廃疾年金額の2分の1に相当する遺族年金を、有期ではあるが10年

間にわたって支給するものとして登場する。つまり、この遺族年金は、受給資格要件が被保険者期間を20年とするから、被保険者が扶養する家族または遺族の生活の保障を図るというよりは、原則として受給者または受給者権者の死亡を保険事故とし、その遺族に積立金の範囲内で支給するものであるといえる。

このように、遺族年金は個人貯蓄的性格をもつので、遺族年金または廃疾年金の受給者が死亡などにより受給権を喪失した場合には、後順位者に転給され、合算して10年以内においてさらに遺族年金が支給される。転給者がいないときは、それまでに合算した年金受給額と養老年金または廃疾年金の5年分との差額があれば、もとの被保険者であった遺族に遺族一時金として支給される。

では、この遺族年金はどのように評価されるであろうか。

当時の要綱案に対する趣旨説明¹⁶⁾では、財源の関係や恩給法の遺族扶助料との調整を図るためであると説明され、10年という有期年金は、財源の関係と配偶者の再婚を阻害しないという理由があげられている。したがって、この説明によれば、当時の厚生年金の財政方式が完全積立方式であったこともあって、給付は積立金を前提としなければならない、遺族年金は積立期間の完了者に対してその受給権の一定の保障を行うことを意図したと考えられる。もちろん、保険制度であるから、死亡すれば本人の生計費は必要でなくなり、受給権は消滅し、他の長命の受給者に引き継がれ、それが保険である所以でもあるが、当時の年金制度は世帯主義で構成され、養老年金額は夫婦2人分に相当するものとされ、したがって、夫の死亡により2分の1を減じ、妻に残りの2分の1を維持するというのが遺族年金の趣旨であった、と推測される。

遺族年金に対する批判は制度創設当時からすでにみられ、近藤文二は「遺族年金の貧困¹⁷⁾」、「わが国の遺族年金は養老年金の一変形に外ならない¹⁸⁾」と厳しく指摘している。

近藤は、労働者年金保険において中心をなすのは養老年金であり、遺族年金は「付随的年金」であったと批判し、論点を「遺族年金の資格期間を廃疾年金のそれと同一に取り扱っているのは外国の例と比べて甚だしい遜色があるといわねばならぬ、のみならず、わが国の遺族年金の不完全さは、さらにその支給期間や年金の額において見られる¹⁹⁾」、と3点に集約する。

資格期間の長さについては、制度創設に関わった当時の年金保険課長の花澤武夫ですら、「やや範囲狭き感があり、理論上より考えれば、被保険者の保護を徹底する為には、この資格期間をもっと短縮し、5年または10年

程度にした方がよいと思われるが、…¹⁸⁾」、と当局者の苦衷を明らかにしているように、近藤の指摘は当をえた批判であろう。

また、支給期間については、10年というように機械的に一律に定めるのではなく、ドイツを例にしながら、寡婦年金では自身で生計を立てることができない場合や老齢の場合には期間に期限を定めず終身支給し、遺児年金では、自身で生計を維持できないという条件が続くかぎりにおいて、一定の年齢や修学年限まで支給することが必要であると主張する¹⁹⁾。

さらに、遺族年金額については、一律に養老年金・廃疾年金の2分の1としたのは外国に比べても低く、遺族の人数を考慮して、子女の数による通増年金制の採用を提起する²⁰⁾。そして、「これら遺族年金が不徹底・不十分になった理由の一つは財源の関係であり、いま一つは船員保険との均衡上からである。……今日の段階においては、多少の保険料の引上を断行しても、一時も早くその改善を望んでやまない²¹⁾」、「もし保険料の引上が事実不可能であるというのなら、脱退手当金に支給すべき部分をこの方向に振向けたとしても決して不都合はあるまい²²⁾」と提案したのであった。

3 厚生年金保険法への改編

以上の問題点は、名称を変更した厚生年金保険法(1944年2月改正、10月全面的実施)にも引き継がれ、このときの改正で遺族年金の改善も図られたが、根本的な変更はなされなかった。

さて、改正点の要点は、第1には、適用範囲の拡大である。つまり、従来は対象外であった職員と女子にまで拡大し、また適用事業所を5～9人の事業所にも拡大したのであった。第2は給付水準の改善であり、養老年金の給付率を引き上げた。

すなわち、養老年金の受給資格年数は一般労働者で20年と変わらないが²³⁾、年金年額は20年加入で全被保険者期間の平均標準報酬月額をベースとして3カ月分から4カ月分に引き上げた。これは、標準報酬年額をベースにした場合、100分の25から100分の33.3に引き上げたことを意味する。さらに、20年を超える1年ごとの積み上げ分や勤続加算も若干引き上げ、最高限度である平均標準報酬年額の100分の50という制限条項を撤廃したので、40年加入を想定した養老年金年額は平均標準報酬年額の100分の63余りとなった。

つぎに、廃疾年金・廃疾手当金は障害年金・障害手当金と名称を変更するとともに、業務上と業務外とに区別し、業務上によるものは3年以上の被保険者期間の資格制限を撤廃し、給付水準を増額した。業務外は資格期間

を従来通り3年以上としたが、給付水準を旧法の3カ月分から4カ月分に引き上げた。障害手当金についても、業務上と業務外に分け、改善を図った。

また、遺族年金についても改善をはかった。

まずは、対象とする死亡の原因に関してであるが、保険事故である死亡を業務上のものと業務外のものに分け、業務上に関する死亡については被保険者期間を問わないが、業務外の場合は旧法と同様に被保険者期間が20年以上であることを求めたのである。

それに応じて、遺族年金の給付水準も、業務に関係する場合の改善をはかった。新厚生年金の遺族年金(業務外)の給付水準は、基本的には養老年金または廃疾年金の2分の1と規定する。しかし、被保険者または被保険者であった者が業務上の事由により勅令の定むる期間内に死亡したときは、平均標準報酬月額の5カ月分に相当する年金年額のほかに、被保険者期間が20年以上の者への加算と勤続加算は養老年金と同様に行うとされた。また、業務上の廃疾年金の受給者が業務外の事由で死亡したときは、基本額は平均標準報酬月額の2.5カ月分に相当する年金額とされた。

このように、業務上の事由による死亡に対する遺族年金には改善がみられたが、しかし、このような改善は「雇主の業務上の災害扶助の責任を保険のなかに取入れただけのことであって、……これを機会に、従来、工場法、鉱業法に定められていた事業主の扶助は一切、健康保険法及び厚生年金保険法によって取扱われることになり、……この改訂は、労働者が保険の一部を負担する社会保険において行われたということをわれわれは忘れてはならぬ²⁴⁾」、と近藤が批判するように、画期的な改善であるとはいえないであろう。

この他、遺族年金を受給すべき遺族の範囲内に子(遺族年金を受給する子は除く)がいる場合には子女割増金を加給することにしたが、その加算額は平均標準報酬年額ベースで3%にも満たず、形式が整えられただけの改善である。

また、遺族一時金も若干の改善が行われた。

以上のように、給付内容は確かに形式的にせよながしかしの改善がはかられたにもかかわらず、保険料率は大幅に引き上げられた。すなわち、一般被保険者は男女にかかわらず11%に、坑内夫は15%に引き上げられたのであった。

IV 第2次世界大戦後の遺族年金制度の再構成

1 厚生年金の休眠化と遺児年金・寡婦年金の創設

第2次世界大戦後の急速なインフレは貨幣価値を激減

させ、厚生年金も大改革を必要としたが、1947年に労働者災害補償保険法が創設され、1947年4月に法改正を行い、業務上の災害による労働災害関係の給付を移管したので、養老年金（そして遺族年金）の発生は将来のことであり、障害年金と脱退手当金の給付改善が当面の問題となった。

それに伴い、保険料率を、1947年9月より、一般男子9.4%、一般女子は6.8%、坑内夫は12.6%にそれぞれ引き下げ、標準報酬の上限を600円に据え置いた。

このように、厚生年金保険はいわば「冬眠状態」におかれたわけであるが、それでも残された機能を活性化させ、厚生年金保険制度の存続を図りつつ、同時に労働者の負担を軽減するという、二つの課題に迫られたのであった。それはまた、当時のGHQの方針でもあり²⁵⁾、厚生省内部でも議論が重ねられた。

その結果、標準報酬の上限を健康保険と同様に引き上げるが(300～8100円の27等級)、これによる保険料の増加をさけるために²⁶⁾、応急措置として、保険料率を引き下げ、坑内夫は暫定3.5%（恒常12.3%）、一般男子は3.0%（9.4%）、一般女子は3.0%（5.5%）としたのであった。それに対応して、当面は受給者がでない養老年金の給付水準を凍結するが、暫定期間中の標準報酬月額を最低の300円に固定して平均標準報酬額を計算することによって、20年加入で養老年金年額は1200円となるとみなすことができたわけである。これにより、厚生年金保険制度は冬眠状態から仮死状態にまで活動を低めたのであった。

ところが、このような厚生年金のいわば機能停止・不活性化は国民生活の不安定を増幅する恐れがあった。つまり、養老年金の凍結によって障害年金や遺族年金も同様に低水準に凍結されることは避けられないからである。

そこで、実は比較的早い時期から改善が図られたのは障害年金である。

まず、障害年金からみると、従前の資格期間は、業務外の事由による障害の場合には障害の直前の5年間に3年以上の被保険者期間を必要としたのを、1947年4月の改正で、障害発生前に6カ月以上の被保険者期間に短縮した。さらに、給付算定基礎の平均標準報酬についても、全期間の報酬月額を対象とすることから直前3カ月分の平均に短縮し²⁷⁾、支給額も1級の障害で最後3カ月の平均標準報酬の5カ月分とし、2級は4カ月分とし、2級制に変更した。

それに引き続き、本格的に遺族に対する年金の改善が取り上げられた。従前の遺族年金では、業務外の事由に

よって死亡したときは、被保険者期間が6カ月以上20年未満であった場合には、30～660日分の脱退手当金だけであった。しかし、この時は、従来の遺族年金の直接的な改革を図るのではなく、労働者の実生活を支え、貨幣価値の急落による損失を防ぎ、価値の蓄積を避け、殆んど同時的な給付が望ましいとされた。それに対応して、保険局はつぎのような基本方針を定めた²⁸⁾。

a) 被保険者の死亡に対し、即座に遺族を保障するため、寡婦、鰥夫（かん夫）年金と遺児年金を新たに設けること

b) 保険給付の額は、従来は戦時中の低い報酬と最近の高い報酬とを平均して計算していたが、当分は最近の高い報酬のみによって計算すること

そのような考え方の延長上に、被保険者期間6カ月以上の者の在職中の傷病により死亡した場合にも、その遺族（配偶者または子）に年金を給付する案が生まれ、それは従来の遺族年金とは別に寡婦年金、鰥夫（かん夫）年金あるいは遺児年金が構想され、改正法案は1948年7月に可決され、8月から実施された。

創設された制度の概要は、以下の通りであった²⁹⁾。

- (1) 寡婦・かん夫・遺児年金が支給されるための条件
 - 1) 被保険者期間が6カ月以上20年未満の被保険者または被保険者であった者が、在職中に死亡したとき、または在職中の傷病が原因で退職後2年以内に死亡したとき
 - 2) 重度の障害年金を受ける権利のある者が死亡したとき
- (2) 年金を受給できる者の範囲

故人の死亡当時その者によって生計を維持されていた配偶者または子であって、かつ故人が死亡した当時に次のいずれかに該当する者

 - 1) 満50歳以上の寡婦
 - 2) 満50歳未満であるが、満16歳未満（障害者は年齢制限なし）の子のいる寡婦
 - 3) 満55歳以上の鰥夫（かん夫）
 - 4) 満16歳未満の子
 - 5) 障害のため労働能力のない配偶者または子
 - 6) 胎児のみいる50歳未満の寡婦で胎児を出産した寡婦
- (3) 年金を受ける者の順序
 - 1) まず、故人の配偶者に寡婦年金またはかん夫年金が支給される
 - 2) 配偶者が既になく遺児のみいる場合にはその子に遺児年金が支給される

- 3) 寡婦またはかん夫年金を受ける配偶者が受給権を失ったとき、遺児年金を受けることのできる子があれば、その子に遺児年金が支給される

(4) 年金の額

1) 寡婦年金・かん夫年金の額

イ 基本額：被保険者または被保険者であった者または障害年金の支給を受ける者の平均標準報酬月額額の2カ月分を原則とするが、ただし、当分の間(暫定期間中)は、①被保険者または被保険者であった者が死亡した場合には、a.死亡の原因の傷病の発生の月前3カ月、またはb.被保険者の資格を喪失した月前3カ月間の平均標準報酬月額額の2カ月分とのいずれか多い額とし、②障害年金の受給者が死亡した場合には、障害年金の計算の基礎となった平均標準報酬月額額の2カ月分

ロ 子女加給金(寡婦のみに加算)：寡婦年金受給者に、遺児年金の受給資格のある子がいるときは、子1人につき年額2400円づつ加算する

2) 遺児年金の額

イ 基本額：寡婦・かん夫年金の基本額と同様の計算による金額

ロ 遺児割増金：遺児年金を受給する子が2人以上いるときは、1人を除いて子1人につき年額2400円を支給する

まとめ

このように、寡婦・遺児年金の支給対象は遺族年金よりも狭く、50歳以上の寡婦、55歳以上のかん夫、16歳未満の子のある寡婦、16歳未満の子、障害のある配偶者または子であった。この寡婦・遺児年金額の計算は遺族年金と同様に、養老年金の2分の1であったが、しかしその際、当分の間は暫定的に直近の3カ月の平均標準報酬を基準としたので、標準報酬月額の上限を8100円に引き上げたことに伴い、寡婦・遺児年金(および障害年金)は過去の低い標準報酬の影響を免れることができた。

したがって、この寡婦年金は本来の老齢年金(あるいは遺族年金)とは仕組みの異なる給付である。積立方式の老齢年金や遺族年金は一定の拠出要件を伴い、資格期間が不足する場合には受給資格を付与しない。また、年金保険は生存保険であるから、被保険者または受給者の死亡によりその後の受給権は消滅させるのが普通である。そうすることにより、長命というリスクを分散させる保険システムである。ただ、老齢年金の給付体系・水準を夫婦単位で設定している場合には、受給権者の死亡にかかわらず配偶者が存命中はその受給権は継続されるという意味で、遺族年金は積立保険方式の下でも組み込

みが可能であり、その場合には拠出要件を満たし、積み立てを完了していなければならない。

しかし、短期間の加入者の死亡に対する寡婦・遺児年金は基本的には死亡保険・生命保険であり、たとえ1月の拠出でも契約した保険金は支払われ、積立方式の年金保険とは異質の保険である。もちろん、両保険を融合させた保険もありうるが、保険の数理計算はそれぞれ行われなければならない。寡婦年金を組み込めば、その分保険料を引き上げなければならない。

ところが、当時は敗戦直後で生活困窮者が多く、そのうちとくに寡婦や遺児の生活保障を図る必要があった。しかし、その保険料を求めることは困難な状況であったので、寡婦年金は生存保険である老齢年金とは異質の保険であるが、厚生年金保険のなかに応急的に滑り込ませるより他はなかったといえる。さもなければ、寡婦や遺児の所得保障は生活保護制度に委ねなければならなかったであろう。

2 厚生年金保険の再建と遺族年金・寡婦年金の統合

「仮死」状態に陥れられた厚生年金保険法は、1954年に全文を書き換える大改正を行った。それは坑内夫に対する養老年金が特例措置により1953年12月に支給開始を迎えたが、当時の計算では年額1200円(月額100円)という低い水準に凍結されていたので、給付水準の大幅な引き上げが必要であった。

養老年金は老齢年金と名を改め、支給開始年齢を20年かけて段階的に55歳から60歳に引き上げるとともに、給付体系も報酬比例制一本から定額制と報酬比例制の二本建てに変更された。すなわち、定額部分を文字通り2万4000円(月額2000円)とし、報酬比例部分は全被保険者期間の平均標準報酬月額に1000分の5の給付乗率を乗じて、さらに被保険者期間を乗じた額とし、これに加給年金として配偶者または子(16歳未満または障害者)1人につき4800円(月額400円)を加算した。

そのような大改正のなかで、遺族年金や寡婦年金などはどのように改編されたのであろうか。実は、老齢年金そのものが大きな改革の論点の中心であった。しかし、その陰にあって、社会保障制度の確立という視点で、遺族年金、寡婦年金などの再編が図られたのであった。

厚生省は1952年秋に改正のための検討に入り、「参考案」(改正試案)を作成した。そのなかで、遺族年金について、1)遺族年金と寡婦・かん夫・遺児年金を統一してはどうか、2)資格期間について、業務上のものは設けず、業務外は現行通りとすればどうか、3)遺族の範囲と順位については、現行通りとするが、被保険者期間20年未満は配偶者と子としてはどうか、4)年金額については、

老齢年金の2分の1とし、増額金または扶養加算（1人月額400円）を加給してはどうか、5)遺族一時金を廃止してはどうか、などを論点として提起した。遺族年金についても、これらの参考案をめぐって、社会保険審議会でも審議し、事業主、被保険者および公益代表はそれぞれ意見を公表した³⁰⁾。

寡婦・かん夫・遺児年金に関する事業主側の意見としては、まず日本経営者団体連盟（1952年11月）や関西経営者協会（同年10月）は、1)寡婦年金などは遺族年金に比べて優遇されすぎており、その均衡を図ること、2)暫定的に老齢年金の2分の1をめどに一律月額1000円定額制とすること、3)子女加給金は余裕金の範囲内（年額250円）で実施すること、4)遺族一時金は廃止すること、という意見を提起している。

被保険者側においては、日本労働組合総評議会（11月）や日本労働組合総同盟（11月）は、1)統一すること（総同盟）、2)遺族年金は老齢年金と同額（総評）、または3分の2程度に引き上げ、扶養加算は一人月額600円とすること（同盟）、3)資格期間は業務上は期間を設けず、業務外は現行通りとすること（同盟）、4)遺族の範囲と順位は現行通りとし、被保険者期間20年未満の遺族は配偶者、子、障害者とすること（同盟）、5)遺族一時金の廃止に反対する（総、同）、という意見であったが、被保険者側も必ずしも意見はまだまとまっていなかった。

公益側は、1)遺族に関する給付の統一に賛成である、2)資格期間を業務上外に関係なく延長すること、3)遺族の範囲について、20年未満の被保険者が死亡した場合には、配偶者または子がいないときに限り父母、孫または祖父母とする（20年以上の被保険者の死亡の場合と同様にする）、4)年金額については老齢年金の2分の1に1人当たり月額400円の扶養加算に賛成する、という意見であった。

このように、審議会における三者の意見は一致したとは言いがたい状況であったが、給付の統一については被保険者および公益側は賛成し、事業主側は統一に反対しなかったが、寡婦年金は優遇されており、統一の基準とすることを警戒していた。資格期間については、事業主側は直接触れていないが寡婦年金に合わせることに警戒を示しており、被保険者側は現行の寡婦年金に合わせ、公益側は延長するということがあったから、寡婦年金に合わせないということになる。つぎに、遺族の範囲・順位については、事業主は特に意見を表明しなかったが、被保険者側、公益側も配偶者と子を原則とすることで一致していたといえる。さらに、給付水準については、被保険者側は大幅な水準の引き上げを提起したが、公益

側と事業主側は現行の老齢年金の2分の1を支持し、とくに事業主側は老齢年金と同様に定額制を主張したが、水準は2の1程度であった。なお、遺族一時金の廃止については事業主と被保険者として賛否が分かれた。

ともあれ、厚生年金保険制度大改革について全体の論議がまとまらず、1953年は部分的な改革にとどめ、全面改正は一時見送られた。

その後、厚生省は改正作業を進め、1953年12月によりやく、「改正法案要綱³¹⁾」を決定した。

その内容は、基本的には遺族年金と寡婦・かん夫・遺児年金を統一することであるが、財源や他の制度との整合性を考慮するものであった。つまり、保険事故は被保険者または被保険者であった者あるいは障害年金受給者の死亡であり、受給者はその被扶養遺族であるが、遺族年金および寡婦年金に付された異なる条件を統一し、簡素化と効率化を図ろうとしたのである。

そこで、まず受給資格について、1)直前5年間に被保険者期間が1年以上の被保険者がa.在職中に死亡したとき、b.在職中の傷病により初診日から3年以内に死亡したとき、2)障害年金（1級または2級）受給者、3)老齢年金の資格期間を満たした（20年以上または40歳以降に15年以上の）被保険者が死亡したとき、の3点に整理した。

つぎに、受給できる遺族の範囲について、a原則的には上記の死亡者によって生計を維持されていた配偶者および子として、さらに一定の条件を付け、1)16歳未満または障害のある子をもつ妻、2)55歳以上の妻、3)夫の死亡時に40歳以上の妻が55歳に達したとき、4)上記の子が16歳に達した時に40歳以上の妻が55歳に達したとき、5)60歳以上の夫、6)16歳未満の子、7)不具廃疾で労働能力のない配偶者または子、としたのであった。しかし、b上記の遺族（配偶者または子）がない場合に限り、生計を維持した60歳以上の父母（労働能力のない60歳未満の父母）を加えることとしたのである。

また、遺族年金の額については、改正された老齢年金（定額と報酬比例額で構成）の額の2分の1とし、ただし被保険者期間が20年未満の被保険者については20年として計算し、加給金を子1人につき年額4800円（月額400円）とする。

その他、遺族一時金は廃止し、現行の既得権、期待権を尊重し、従前の規定による年金額は従前の例によるが、最低年額を1万800円とする。

この改正案要綱について、社会保険審議会でも修正意見が提起された³²⁾。いくつか摘記すると、まず、遺族年金と寡婦年金の統合問題について、被保険者代表委員から

統合により給付内容が改悪されるので反対という意見があり、事業主代表委員からは賛成であるとの意見があった。つぎに、資格期間に関して、被保険者側から、被保険者期間が5年に1年以上という原案に反対であり、6カ月以上という現行制度にすべきだという意見があり、事業主側からは5年に3年以上の被保険者期間に延長すべきであるとの修正意見があった。さらに、遺族の範囲について、被保険者側から子の年齢を18歳未満に引き上げるべきであるとの意見があり、事業主側より原則として配偶者または子とし、これらの遺族がない場合に父母を加える原案に賛成であるとの意見があった。また、年金額については、事業主側より、老齢年金額の半額には賛成だが、定額にすべきであり、扶養加算は廃止すべきであるとの意見があった。

これらの審議と経過を経て、政府は1954年3月に改正法案を閣議決定において最終確定し、国会に上程した。その内容はこの間の議論を盛り込んだものであったが、つぎの点が付け加わっていた。

それは、1) 受給に必要な最低被保険者期間を死亡日前5年間に被保険者実期間1年以上であったものを、旧法通りに死亡日前6カ月以上にしたこと、2) 遺族の範囲を拡大し、原則は配偶者、子とするが、それがいない場合には、父母だけでなく、孫と祖父母にまで及ぼすこと、3) 従前の規定による年金額は従前の例によるものとし、その額が年額1万800円に満たない者はその額まで引き上げ、最低保障を行うこと、4) また加給金も2400円から4800円に増額すること、という点である³⁹⁾。

衆議院で審議の結果、4月に与野党から修正案が共同提案され、遺族年金の子(孫)の受給者資格年齢および加給金の対象となる子の年齢を18歳未満に引き上げることと、最低保障額を1万800円から1万3800円に引き上げるよう修正された⁴⁰⁾。また、参議院でも修正案が提出されたが、それは認められず、結局政府案通り可決された。ここに、遺族年金と寡婦年金などが統合された「新遺族年金」が再生されたわけである

まとめ

以上の点を総括すれば、新遺族年金のうち、被保険者期間が6カ月以上20年未満の遺族年金は寡婦・遺児年金の流れを汲むもので、新制度に属する年金である。その給付体系は、寡婦年金の最終の3カ月の標準報酬月額をベースにする点を受け継がず、新制度では全期間平均の標準報酬を基礎とするが、給付月額は、定額2000円の半額と報酬比例部分は被保険者期間を見なした額の半分を支給するものであったから、この時点では定額制の導入により、過去の標準報酬の減価をある程度補う仕

組みを内包していたといえる。同じ給付はもちろん20年以上加入の従来からの遺族年金にも適用され、給付の面で旧遺族年金と寡婦・遺児年金の統一が図られたわけである。

ところが、寡婦・遺児年金は被保険者期間が6カ月以上であればよく、新遺族年金制度でもこれを継承して、被保険者期間すなわち積立期間の短い者にも遺族の生活保障という観点から、積立金・財源に関係なく一定額の給付を保障したわけである。その意味で、この短期加入の新遺族年金は、後の遺族基礎年金や障害基礎年金のように社会手当または社会扶助の系譜に属する所得保障であるといえる。これに対して、20年以上加入の旧遺族年金は一定の積み立てを前提とした給付であり、貯蓄としての性格を残している。これらの差異はあまり論議されずに、2種類の遺族年金の統合が図られたと言ってよい。

いま、1948年度から1953年度までの各年度末受給者1件あたりの給付金額をみると(『十年史』pp.822-3)、遺族年金(旧)は6707円から9677円まで推移しているが、寡婦・かん夫年金は1万1464円から1万8279円と高い水準を示し、遺児年金は8007円から1万3949円と旧遺族年金よりも高い給付水準を示している。それぞれの件数の内訳は、1948年度から1951年度までしか分からないが、遺族年金が1万1204件から1万991件へとむしろ減少しているのに対して、寡婦・かん夫年金は3394件から3万7362件へと急増し、遺児年金も178件から2449件へと高い増加率を示している。当然ながら、老齢年金はまだ本格的に支給を開始せず、給付総額も少なく、遺族年金の占める割合は大きかった。

それにもかかわらず、遺族年金のために相当の財源が必要であったが、保険料を引き上げる必要があることは誰も指摘しなかったし、保険料率は3%のまま当分据え置かれた。もちろん、段階保険料率により徐々に引き上げられ、またこの時の改正で国庫負担が5%増額され一般被保険者で15%に引き上げられたが、それらは遺族年金の財源の不足を補うためになされたというのではなく、むしろそれまでに暫定的に給付水準を凍結してきた老齢年金の引き上げのためであった。そのように、財源を準備しないで遺族年金を最低保障しようとするれば、老齢年金のための保険料・積立金を遺族年金に流用することを容認するより他ないであろう。そのためには、本来は社会手当・社会扶助としての遺族年金制度を強調するのは得策ではなく、報酬比例制の給付体系をとりながら積立方式・保険方式の年金制度に未分化のまま位置づけたほうが、保険料を流用しやすいことになる。

このようにして、再建した厚生年金保険は、臨時的、

緊急的な遺族年金を、社会扶助的な性格を残存させながら、保険給付のなかに取り込んだのであった。

3 国民年金と母子年金の創設

1961年に創設された国民年金により国民皆年金体制が完成するが、国民年金の仕組みは厚生年金と異なる点が多かった。国民年金の加入単位は個人であり、保険料は均一制をとり、給付は期間比例制をとり、国庫負担の割合も高かった。

国民年金の遺族に対する給付には、厚生年金とは異なり、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金と死亡一時金があった。これらの年金は、国民年金の加入単位が個人であることと深く関わり、独自の性格を有するが、国民年金制度が構想された当初は異なった形をとり、曲折を経て母子年金制度が登場したのであった。

社会保障制度審議会は、1957年4月に、年金特別委員会を設置し、1958年2月に「国民年金制度の試案」を作成したが、「母子及び身体障害者に対する年金」は引き続き検討するとされ、そして同年3月には「検討試案要綱」として取りまとめられ、ここで「母子年金」という見出しではなく「遺族年金」が検討されている³⁹⁾。

この遺族年金の受給要件は、1)老齢年金受給者、または2)保険料拠出期間が3年以上の被保険者が保険料拠出期間中に死亡したときに、イ)65歳以上の寡婦、ロ)65歳未満の寡婦で18歳未満の子を有する者(最年少の子が18歳に達した時はその寡婦が65歳になるまで遺族年金の支給を停止する)、とする。給付額は、死亡した夫の拠出年数によって定まる老齢年金³⁶⁾の7割を基本とし、18歳未満の子のいる寡婦には1人につき老齢年金の1割を加算する。

このように、この段階の国民年金の遺族年金は被用者年金と大きな変わりがないが、それはこの段階では自営業者本人(20~59歳)のみが強制加入で、家族従業者(同)は任意加入とされていたから、夫の年金権を継承する形を構想したわけである。

厚生省は、その後、先の検討試案をもとに、1958年7月に「基本構想」をまとめ、さらに9月にいたり「厚生省第1次案」を発表した。この段階になると、老齢、障害、母子年金の支給要件が固まっている。すなわち、母子年金については、夫の所定の保険料に加えて、被保険者である妻の保険料納付をも支給要件としたことであり、別案では逆に妻の保険料納付を主たる要件とする考え方も示された³⁷⁾。

その後、政府部内で調整が行われ、国民年金法案要綱を作成し、政府は最終的に法案要綱を2月に国会に上程した。この過程で、社会保障制度審議会に諮問がなされ、

その答申のなかで、母子年金については妻が保険料を納付していることを支給要件としているのを改め、夫が死亡前に所定の保険料を納付していることを支給要件にすることを、意見としてのべている。しかし、最終的には、国民年金制度は夫婦を独立した被保険者として扱っているので、夫の保険料納付を妻の母子年金の要件とするのは適当ではなく、「夫の死亡を被保険者たる妻について発生した事故とし、夫の納付記録を問わないこととし³⁸⁾」て、問題解決を図ったのである。

その結果、国民年金法案は1959年に成立し、拠出制国民年金は1961年4月1日をもって全面施行されたのであった。

ここで、成立した母子年金、遺児年金および寡婦年金について概要をまとめてみよう。

まず、母子年金³⁹⁾について、支給要件は、被保険者である妻が夫と死別したとき、夫によって生計を維持された18歳未満の子(または20歳未満の廃疾状態の子)の生計を維持する場合において、妻が夫の死亡前に、①15年以上の保険料、②直前5年以上の期間において被保険者期間から免除期間を除いた期間の3分の2以上の期間の保険料、③直前の引き続き3年間の保険料(保険料免除が1年以内の時は残余のすべての期間の保険料)、のいずれかの保険料を納付していること、である。年金額は、基本額を老齢年金額(25年=月額2000円~40年=3500円)の2分の1と子の加算相当額(400円)含めた額とし、保険料納付期間に応じて最低保障額の1万9200円(月額1600円)から2万5200円(2100円)までの額とし、この基本額に第2子以降1人につき4800円(月額400円)を加算する。ただし、その夫の死亡について現行公的年金による年金給付(遺族年金など)を受給する場合は、母子年金の3分の1(国庫負担相当分)を支給停止とする。

つぎに、遺児年金について、支給要件は、被保険者または被保険者であった父または母が死亡したとき、父母が死亡前に、上記の①②③の他④老齢年金の支給要件を満たす期間の保険料を納付していることで、その者によって生計を維持された18歳未満の子(または20歳未満の廃疾状態の子)に支給される。ただし、その子と生計を同じくする父または母がいるときは支給しない。年金額は、老齢年金の4分の1相当額で、保険料納付期間に応じて7200円(月額600円)から1万500円(875円)までの額とし、子が2人以上いるときは第2子以降1人につき4800円(月額400円)を加算する。

さらに、寡婦年金について、支給要件は、被保険者または被保険者であった65歳未満の夫が死亡した場合にお

いて、その夫が死亡前に、老齢年金の支給要件を満たすために必要な保険料を納付していることで、その夫と10年以上の婚姻関係を継続した妻に支給される。ただし、夫が障害年金の受給者であった場合は支給しない。年金額は、死亡した夫が被保険者として納付した保険料に基づき受給するはずの老齢年金の2分の1とし、60～64歳の5年間に支給される。

まとめ

母子年金は被用者年金制度の遺族年金とは性格が異なり、被保険者である死亡した夫または配偶者の積み立てた年金受給権（遺産）を継承するものではない。それは、国民年金が夫婦それぞれが個々に年金制度に加入し、被保険者となり、個々に年金権を形成することと関連している。

この場合、2つに分けて考える必要がある。1つは受給権を形成・確立した高齢者世帯の場合と、2つには受給権を形成する以前の若齢の被保険者世帯の場合である。

まず、最初に、国民年金で夫婦がそれぞれが個々に老齢年金を受給する場合であるが、この場合は、配偶者（夫）が死亡しても残された配偶者（妻）は自身の老齢年金を受給しているから、その年金が十分な水準であれば、死亡した夫の老齢年金を必要としない。それゆえに、原則的にいえば、年金が個人単位で構成され、給付水準が適正である場合には、遺族年金を必要としない。

ところが、この当時の被用者年金制度は、片働きの被保険者本人が夫婦2人分の年金権の名義人であり、名義人である配偶者が死亡すれば、その年金権を委譲し、適正な給付水準を維持しなければならない。それは、受給権者の年金権を保障し、遺族の生活保障のために必要な措置である。

したがって、国民年金にもし遺族年金（母子年金は子がいることを前提としているので、老齢年金の受給権を満たした高齢の母子年金はレア・ケースであろう）が設けられたとしても、それは被用者年金の遺族年金の仕組みとは異なる制度であることは明らかである。

つぎに、被保険者期間の短い比較的に若い被保険者の場合において、遺族年金と母子年金の受給権の構成について考えてみよう。この場合は、厚生年金保険ではかつて寡婦・遺児年金と呼ばれた系統の年金であるが、短期被保険者であっても遺族年金は最低保障される。残された遺族は被保険者ではないので、夫名義の保険（遺族の生活保障給付）の受取人でしかない。これに対して、国民年金では、残された配偶者（妻）は自身と子の生活危険という保険事故への保障保険の加入者であり、保険料

納付者であり、自身が加入した保険の受取人でもある。

このように、遺族年金と母子年金の構成は大きく異なるのである。すなわち、母子年金の殆どははまだ自身の老齢年金権を持たない比較的に若齢の母子の生活保障のシステムであり、夫の年金権を継承する形式をとるものではない。母子年金は子のある母（妻）自身が国民年金の被保険者であることを要件とし、死亡した夫が国民年金の被保険者であるかどうかを問わないし、被用者年金の被保険者であっても構わないのである。

ここで、妻が国民年金の被保険者である場合は、夫婦とも国民年金の（強制）加入者であるか、夫が被用者年金に加入していて妻が国民年金に任意加入している場合のいずれかである。もちろん、妻が被用者年金制度の被保険者である場合は問題外である。そして、その夫がいずれの公的年金制度に加入しているかに関係なく、その夫が死亡したとき、国民年金の被保険者（任意・強制を問わない）である妻が死亡した夫に扶養されており、国民年金の被保険者（直前1年間の保険料納付済みなどの一定の保険料納付期間の条件がある）で、扶養する18歳未満の子がある場合に、定額の母子年金が支給される。

その給付水準は子が1人の場合には25年加入の老齢年金の2分の1とほぼ同額であり、子の数に応じて加算されるが、当分は加入期間の長短に拘わらず一律定額である。なお、厚生年金などの遺族年金が支給される場合は母子年金の一定割合（3分の1）が支給停止となるが、それは国庫負担の重複を避けるためである。

その他に、国民年金には寡婦年金がある。寡婦年金は母子年金とは性格がやや異なり、一定の条件が整えば、死亡した夫（国民年金）の老齢年金の受給権が、妻に継承される。すなわち、10年以上の婚姻関係があり、被扶養関係のある妻（国民年金）に、60～64歳の間に限り、夫の老齢年金の半額支給されるのであるが、ただし、夫が障害年金または老齢年金を支給されておれば寡婦年金は支給されない。その意味において、寡婦年金は夫の年金権（遺産）の継承であり、夫の保険料の掛け捨て防止的給付であるが、支給期間は妻の60～64歳に限定される。65歳になると自身に年金権が生じるからである。

したがって、寡婦年金を別にすれば、母子年金は妻が加入し保険料を支払う夫に掛ける生命保険（受取人は妻）のようなものであるといえる。

4 老齢年金の拡充と遺族年金の給付水準

高度経済成長以降に、国民の生活水準は急上昇し、老齢年金の給付は未だ本格化しなかったが、名目的な給付水準は引き上げられた。遺族年金、母子年金は制度再編、導入後まだ間もなく、制度の手直しではなく、表のよう

表 国民年金の母子年金等の給付月額（最低保障・加算）1961-86年

(単位：円)

西暦 年度	厚生年金		国民年金						
	老齢年金 標準年金	老齢年金 最低保障	老齢年金 25年加入	母子年金 (準母子)	子の加算		母子 加算等	遺児年金	母子福祉
					2子	3子～			
1960	5,400	2,000							
1961			2,000	1,600	400	400			
1962								1,000	1,000
1963									1,300
1964									
1965	10,400	5,000							1,500
1966			5,000	4,600				2,500	2,000
1967									2,000
1968									2,200
1969	20,003	8,000							2,400
1970			8,000	7,600				7,600	2,600
1971									2,900
1972		8,800		8,400				8,400	4,300
1973	52,242	20,000	20,000	20,000	800			20,000	6,500
1974		23,220		23,220				23,220	9,800
1975		28,300		28,300				28,300	15,600
1976	90,392	33,000	32,500	33,000	2,000			33,000	17,600
1977		36,100		36,100				36,100	19,500
1978		38,508		38,508				38,508	21,500
1979		39,833		39,833				39,833	26,000
1980	136,050	41,800	42,000	41,800	5,000	2,000	15,000	41,800	29,300
1981		45,058		45,058				45,100	31,200
1982		46,900		46,900				46,900	32,700
1983									
1984		47,817		47,817				47,817	33,300
1985		49,450		49,450				49,450	34,500
1986	173,100		50,000						

1 改定のあった年度の金額を表記し、その後変更がない場合は空欄にした。

2 1974年度以降は物価スライド（加算は適用外）が行われ、83年は見送られた。

3 1976年に厚生年金で寡婦加算制度が創設され、80年に改定された。

4 1980年に国民年金で母子・準母子加算が創設された。

(資料出所) 注であげた文献のほか、『保険と年金の動向』（各年度）などより作成

に最低保障水準の引き上げを図った。

a 1万円年金

1965年の改正で、厚生年金の老齢年金（月額）は、定額部分：5000円（250円×20年）＋報酬比例部分：5000円（2万5000円×10/1000×20年）＋配偶者加給年金：400円で構成され、20年加入の標準的な年金額は1万円年金に引き上げられた。

遺族年金の受給資格要件や年金額（基本年金額の2分の1）は変更されなかったが、定額部分が期間比例制に変更されたので、被保険者期間が20年に満たない場合は20年として計算され、最低保障額は6万円（20年加入の定額部分に相当する額）とされた。

また、国民年金の老齢年金も1966年の改正で、月額

5000円（200円×25年）に引き上げられ、夫婦1万円年金となった。母子年金は基本額を老齢年金額の2分の1に相当する額とし、支給対象の子（2人目から）1人当たり年額4800円（月額400円）が加算される。ところが、加入年数が短いので最低保障額を定め、従来は年額1万9200円（月額1600円）であったものを、年額5万5200円（月額4600円）に引き上げた。したがって、子2人の母子年金の最低保障額は、子1人の加算額含めると、年額6万円（月額5000円）になり、厚生年金の遺族年金の最低保障額（20年加入の定額部分）に照応する。

b 2万円年金

1969年の改正で、厚生年金は、9733円（400円×24.333年）＋9270円（3万8096円×10/1000×24.333年）＋1000円

で計算され、2万円年金となった。これに対応して、遺族年金の最低保障額は年額9万6000円(月額8000円)に引き上げられた。

国民年金は、1969年の改正で月額8000円(320円×25年)に引き上げた。付加年金単価が180円であったから、それを含めて夫婦2万円年金を満たすこととなった。これに伴って、子1人の母子年金の最低保障額を月額7600円とし、2人以上の子1人につき月額400円を加算したので、子2人の母子年金の最低保障額は月額8000円となり、厚生年金の最低保障額と照応する。なお、遺児年金額は母子年金と同額に引き上げられた。

c 5万円年金・6割年金

その後、インフレの進行は著しく、1971年に10%の緊急是正を行い(遺族年金の最低保障額も同様に引き上げ、月額8800円となった)、1973年にはいわゆる5万円・6割年金の大幅な引き上げを行い、標準報酬の再評価と自動物価スライド制を導入した。その結果、厚生年金の標準的な老齢年金額は、2万7000円(1000円×27年) + 2万2842円(8万4600円×10/1000×27年) + 2400円 = 5万2242円となった。それに伴い、遺族年金の最低保障額は年額24万円(月2万円)に引き上げられた。この最低保障額も物価スライドによって改訂され、1974-75年度には、16.1%、21.8%の割合で見直され、月額2万8300円になった。

国民年金も、厚生年金に追随して2万円(800円×25年)に改定したが、付加年金の単価を200円に改定し、これを含めて夫婦5万円年金とした。これに伴い、母子年金の最低保障額は緊急是正後の月額8400円から月額2万円に引き上げ、加算の対象となる子1人について800円に引き上げた。その後は、物価スライドにより、最低保障額も引き上げられたが、加算部分についてはスライドの対象から外された。

d 9万円年金

賃金、物価の急騰により、財政再計算の時期を早めた1976年の改正で、厚生年金の標準的な老齢年金額は、4万6200円(1650円×28年) + 3万8192円(13万6400円×10/1000×28年) + 6000円 = 9万392円となった。また、これに伴い遺族年金の最低保障額は、年額39万6000円(月額3万3000円)に引き上げられた。

さて、これまで、厚生年金の遺族年金の給付水準は基本年金の半分とされ、子がいると加給年金が加算されたが、その機械的に半分という割合の低さはつとに指摘されていた⁴⁰⁾。そこで、1976年の改正で、寡婦加算制度を設け、子のいる寡婦または60歳以上の寡婦を対象に、定額の加算を行うようになった。加算額は、子に対する加

給年金とは別に、18歳未満の子または1・2級の重度の障害の子が2人以上の寡婦には6万円(月額5000円)、同じく1人の寡婦には3万6000円(月額3000円)、60歳以上の(子がいない)寡婦には2万4000円(月額2000円)とされ、これにより遺族年金の水準の引き上げを図ろうとしたのであった。

この金額は、1978年の改正および1979年改正で、各1000円づつ、2回にわたって引き上げられた。

国民年金も、3万2500円(1300円×25年)に引き上げ、付加年金を含めると夫婦で7万5000円になるが、厚生年金の引き上げに同調することはできなかった。しかし、母子年金の最低保障額は厚生年金の遺族年金の最低保障額に合わせて月額3万3000円に引き上げられた。また、加算の対象となる子1人について月額2000円に引き上げられた。

e 1980年改正

減速経済に入ったとはいえ、高齢化社会の到来が高唱され、年金改革の論議が活発化するなかで、厚生年金の給付水準はなお引き上げられ、標準的な老齢年金額は、6万1500円(2050円×30年) + 5万9550円(19万8500円×10/1000×30年) + 1万5000円 = 13万6050円となった。また、これに伴い遺族年金の最低保障額は、月額4万1800円に引き上げられた。

それと同時に、さらに遺族年金の改善が行われた。しかし、全ての寡婦や遺族を対象とするのではなく、引き上げを必要とする寡婦や遺族に限定して改善する方法をとった。すなわち、前回の1976年改正で採用した寡婦加算方式を踏襲して、有子または高齢の妻に重点をおいて給付水準の実質的な引き上げを図ったのである。すなわち、18歳未満の子または1・2級の重度の障害の子が2人以上の寡婦には月額1万7500円、同じく1人の寡婦には月額1万円、60歳以上の(子がいない)寡婦には月額1万円と大幅に引き上げたのであった。

なお、このように寡婦加算が大幅に引き上げられた結果、寡婦が他の公的年金制度から老齢年金を併給される場合はこの寡婦加算は支給されなくなった。

また、国民年金の給付水準は、月額4万2000円(1680円×25年)に引き上げられ、母子年金の最低保障額は厚生年金の遺族年金の最低保障額に合わせて月額4万1800円に引き上げられた。また、加算の対象となる子のうち1人について月額5000円に引き上げられ、その他の子については2000円に引き上げられた。なお、母子・準母子年金についても、他の制度から遺族年金を受給できない場合に、母子加算または準母子加算制度が創設され、月額1万5000円が加算されることになった。したがって、

自営業者などの無業の配偶者については、通常はこの母子加算がなされ、給付水準は月額5万6800円となり、かなりの改善となる。

まとめ

本節が対象とした時期の遺族年金と母子年金は、制度として特に大きく改善されたわけではない。1976年に寡婦加算制度が導入されるまでは、最低保障額を引き上げてきたにすぎない。

さて、遺族年金または母子年金の給付水準は、原則としては、老齢年金の2分の1に相当する額としてきた。しかし、実際には、厚生年金の遺族年金は、加入期間を最低20年とみなして計算しても、厚生年金の定額部分の20年分とした最低保障額に達しない場合が多かったようである。それは、定額単価が高く設定されたために、報酬比例部分の方が定額部分（最低保障額）よりも低かったからである。また、国民年金は創設後の期間も短く、資格期間の25年に達していないので、原則を老齢年金の2分の1としながら、実際には当分の間は母子年金額（子1人を含む）を定額とし、厚生年金の遺族年金の最低保障額に合わせたのであった。

このような計算方法は、ほぼ20年ほど、大きく変えることなく、いわば最低保障額を賃金や物価水準の上昇に見合せて、ほぼ自動的に引き上げてきたのが、この時期の遺族年金・母子年金の歴史でもあった。1976年および1981年の改正で、厚生年金の遺族年金では寡婦加算を上積みし、高齢寡婦と子を有する寡婦に的を絞って重点的に水準を引き上げた。当然、それに見合う財源が措置されなければならないが、受給者はまだそれほど多くなく、老齢年金のための積立金から転用が行われたものと思われる。個々の受給者または被保険者であった者が拠出した保険料総額と受給額には直接的な対応関係はなく、財政方式は積立方式ではなく賦課方式で運営され、むしろ社会手当または社会扶助の仕組みであるといえる。もちろん、高齢期の老齢年金の受給権の移転はないわけではないが、その事例は少数で、また遺族年金の実質価値の維持（スライド制）を考慮すれば、遺族年金および母子年金に限っていえば積立方式による年金制度はもはや存在しない。

ところが、他方で、特に老齢年金について、インフレに伴う積立金の目減りが問題になり、賦課方式への移行の論調が強まると、逆に厚生省はむしろ積立方式の意義を強調したのであるが、そのために遺族年金、母子年金の社会扶助的性格が曖昧にされ、遺族年金、母子年金を積立方式年金の枠内で理解する風潮を強化する方向に進ませたのであった。

V 基礎年金改革と遺族年金

1 遺族年金・母子年金の再編成

遺族年金および母子年金の1985年度末の受給者数は、それぞれ169万人（うち通算遺族は17万人）および17万人（うち寡婦年金5万人）で、給付額は1兆1599億円、943億円で、全給付総額の16.5%、3.4%にすぎない⁴¹⁾。しかし、その財源は、故人の被保険者や受給者が自ら積み立てた原資からすべてが賄われるものではない。

新遺族年金、母子年金は働き盛りの被保険者の遺族の生活保障をはかるという趣旨で導入されたが、当初は財源上の問題や他制度との均衡のために、給付水準を低く設定し、概ね老齢年金の2分の1としてきた。これに対して、被保険者・遺族から給付水準の引き上げの要求が強く、政府は老齢年金の2分の1原則を維持しながら、最低保障額（厚生年金の定額部分の20年相当分）の引き上げで対応してきた。しかし、それでも十分に応え切れなくなると、寡婦加算制度を創設し、有子或いは中高年に的を絞って加算額を引き上げることにより、遺族年金の給付額を総額的に引き上げたのであった。それが1980年代前半までの対応策であった。

ところが、加算方式による改善にも限界があり、格差が大きくなると、遺族年金本体の給付水準を引き上げざるを得なくなる。しかし、厚生年金の遺族年金の改善は国民年金の母子年金と連動しており、財源問題が絡んでいるので、給付水準の引き上げは困難であった。そこで、実際に遺族年金や母子年金は短期加入者の遺族を対象とした社会扶助年金であったから、遺族年金と母子年金についても公的年金制度全体に跨る財政調整制度を行うことにより、財源上の問題を打開して、遺族年金や母子年金の基本額の引き上げを構想したのであった。

つまり、1986年に基礎年金改革が行われた際に、遺族年金および母子年金を基礎年金に吸収し、給付水準を全国民に共通の老齢基礎年金の水準まで引き上げ、費用を各年金制度の共同負担とした。障害基礎年金の社会扶助化による改善は強調されたが、遺族基礎年金（の改善）についてはなぜか取り上げられなかった。

しかし、遺族基礎年金に再編して、若干給付水準を引き上げ、期間要件を緩和したが、それと引き替えに支給要件を厳格にし、それ以前の比較的寛容であった併給調整を厳しくして、「一人一年金」の原則に基づき重複・過剰給付を整理したのであった。

それと同時に、厚生年金の遺族年金も、国民（居住者）共通の遺族基礎年金と厚生年金の独自給付である遺族厚生年金に分化して、遺族の生活保障と財源の効率化を図った。

2 遺族基礎年金の意義

新基礎年金体制の下で、国内居住者はすべて新国民年金制度（基礎年金を支給する制度）に加入（被用者は二重加入）し、一定の要件の下で、老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給し、生活の基礎的費用を賄う。自営業者や農林漁業者の遺族は、母子年金に代わって遺族基礎年金を中心に事業収入や貯蓄などで不足を補い、被用者の遺族は、遺族基礎年金と遺族厚生（共済）年金で生活を維持する構図に再編成される。このように、多くの遺族において遺族基礎年金が生計費の基礎的部分を構成することになる。

そこで、まず遺族基礎年金に注目し、その受給要件についてみると、被保険者期間の長短を問わず保険料納付（および免除）期間が加入者期間の3分の2以上ある（従来は死亡日前に6カ以上の被保険者期間または1年以上の保険料納付済期間を必要とした）か、あるいは老齢基礎年金の受給資格期間を満たすこととし、短期の被保険者期間の要件を緩和した。しかし、その代わりに、受給者の範囲を母子年金並みに狭め、死亡した者によって生計を維持されていた18歳未満の子のある妻または子に限定した。これは、国民年金の母子年金⁴²⁾には期間の緩和になるが、厚生年金の遺族年金では子のない寡婦、夫、父母、孫、祖父母にとっては縮小である。

つぎに、遺族基礎年金の給付額についてみると、満額の老齢基礎年金相当額を基本額とし、これに子への加算額が加わる。当時の金額で、子1人の寡婦に78万円（月額5万円+1万5000円）で、第2子分として18万円、第3子以降には各6万円が加算される。基礎年金改革以前の遺族年金や母子年金の給付水準は老齢年金の2分の1⁴³⁾相当額とされるが、当面定額で母子年金の基本額を1986年度で59万3400円（月額4万9450円）と定め、さらに2人目の子に6万円、3人目以降各2万4000円の加算を行った。さらに、1980年に創設された母子加算の18万円（月1万5000円）を加えると、合計約78万円になっている。実は、基礎年金になってもほぼ年金額はほぼ同じ水準である。もし評価できるとすれば、子への加給年金が引き上げられ、物価スライドの対象とされた点である⁴⁴⁾。

このような枠組みの下で、遺族基礎年金は給付対象を生計維持関係のある子のある妻（母）⁴⁵⁾または子に限定したが、この場合は18歳未満の子をもつ妻は通常40歳代までであると想定できるから、後述する若齢遺族基礎年金である。給付は遺族の最低生活保障の観点から定額年金であり、長期の拠出を要件としないから、その意味で遺族基礎年金はいわば社会扶助・社会手当の範疇に属する所得保障制度である。

ところが、社会手当制度は普遍主義的な所得保障制度であるが、財源を税に求めるので財政的に窮屈であり、給付水準の引き上げには一定の制約がある場合が多い。それを回避するために、社会手当としての遺族基礎年金を年金保険から分離せず、公的年金保険制度に組み込み、防貧という視点で普遍主義的に制度設計し、保険料という形で費用を徴収するが、制度がまとめて拠出する形をとることにより比例的性格を弱めて、社会保険と社会手当の融合を図ったのであった。

つまり、遺族年金・母子年金の財源の調達方法を変え、老齢基礎年金および障害基礎年金とともに遺族基礎年金を加えた総基礎年金費用から国庫負担を除いた額を国民年金の全被保険者で負担することとし、第1号被保険者は個別に均一額を拠出し、厚生年金や共済年金は第2号被保険者のみが負担するように共同負担する形をとった。このように、遺族基礎年金は必要な費用を全公的年金保険制度で賦課方式により共同で拠出する財源調達の方法をとり、社会手当または社会扶助制度化の色彩を滲み出させたといえる。

このように、遺族基礎年金は社会扶助・社会手当の体系に属する制度であることを明確にしたのであるが、それはつまり遺族基礎年金が老齢年金の遺贈としての高齢遺族年金タイプとは別のものになることを意味する。老齢基礎年金は、25年以上の長期にわたる拠出の結果であるが、その受給権はたとえ夫が未受給であっても子のない妻に遺族基礎年金を遺贈できないし、また、子があっても18歳未満で生計維持関係にある子でなければならぬから、妻や子に老齢基礎年金を遺産として継承できる可能性は少ない。これは老齢基礎年金は個人別に支給されるので、死亡した本人の生計費は不要になるが⁴⁶⁾、配偶者は自身の老齢基礎年金で生計を維持できるという考え方によるものである。かくして、遺族基礎年金はその遺贈の問題を制度の外に追いやり、被保険者本人の一代限りの年金とすることができたのである。

3 遺族厚生年金の再編と役割

遺族厚生年金は、遺族基礎年金が支給される場合に同時に支払われるので、資格要件は基礎年金に合わせて規定される部分と、遺族厚生年金だけの独自の要件があるが、独自の給付では従来の厚生年金に準じ、基礎年金の要件よりは緩やかである。

給付水準は従来の報酬比例部分をベースに若干の改善が図られた。すなわち、加入25年未満の短期加入遺族年金受給者の場合、従来の計算方法の給付乗率が原則的に1000分の10から7.5（4分の3）に引き下げられるが、加入期間を最低で25年加入と見なし、また支給割合は2

分の1から4分の3に引き上げられるので、それらを総合すると8分の9 = 1.125倍となり、若干の改善がなされると考えられる。また、老齢年金の受給資格期間を満たした長期加入遺族年金受給者の給付乗率は生年別の乗率(7.5/1000よりも高い)が適用されるので、さらにその分の改善となる。いずれにせよ、給付水準は若干の引き上げとなる。

しかし、死亡した被保険者によって生計を維持されてきた⁴⁷⁾子のない妻、55歳以上の夫、父母、祖父母、18歳未満の孫については遺族厚生年金の支給のみとなり、定額部分相当分の遺族基礎年金が支給されないので、この場合の給付水準は改正前より低くなる。しかし、夫が死亡したとき子のない妻またはその後子が18歳に達した時に35歳以上の妻には、40~64歳の間に中高齢寡婦加算(基礎年金の4分の3相当)が支給されるので、旧の寡婦加算が廃止されるが、従前の給付水準は一応保障される。

さて、遺族厚生年金にも二つの性格が混在する。まず、若齢遺族年金タイプでは、18歳未満の子がいる妻または18歳未満の子には、遺族基礎年金に加えて遺族厚生年金が支給される。この遺族厚生年金の計算は拠出期間を最低の25年と見なすので、それより短期の場合には積立式年金というよりは拠出期間に関係の薄い最低保障的性格をもつ社会扶助または社会手当的色彩の強い給付といえる。その費用は厚生年金保険が賦課方式により賄うことになる⁴⁸⁾。

つぎに、高齢の妻、子のない中高齢期の妻、55歳以上の夫・父母・祖父母(支給は60歳から)に対する遺族厚生年金は高齢遺族年金タイプであるが、多くの場合死亡した被保険者または老齢厚生年金受給者は25年以上の資格要件を満たしているものと思われ、年金原資の積み立ては一応完了したとみることができる。とはいえ、実際にはインフレ等により積立金の実質価値は減価しており、その不足分は現役被保険者の保険料から補填される(修正積立方式)が、年金期待権として位置づけることは可能である。つまり、この遺族厚生年金は拠出に基づいた給付であり、亡くなった者の遺産と位置づけることができる。

この2つのタイプの遺族年金の性格の違いは正しく認識されるべきであったが、基礎年金改革時には、従来と同様に前者を典型ととらえ、後者を当分の間はレアケースだと認識していたようである。

4 遺族年金の併給調整

遺族厚生年金の意義について考えると、老齢基礎年金は生活費の基礎的部分を賄うが、完全に退職した被用者

は他に収入が見込めないで、正常な生活が営めるように上乗せ年金が必要となり、報酬比例年金を老齢厚生年金とした。この報酬比例年金は、決して生活のゆとり・ぜいたく部分ではなく、財源上の理由によってその水準は徐々に引き下げられてきているが、むしろ必需部分である。したがって、厚生年金では、老齢厚生年金と同様の趣旨で、遺族基礎年金に加えて遺族厚生年金を上乗せするものである。

ところが、新年金制度では、「一人一年金の原則」に基づいて、上乗せ部分の年金として遺族給付が老齢給付のいずれか一方を選択しなければならない。つまり、遺族厚生年金受給者自身に厚生年金保険に加入歴があり、遺族年金受給者が65歳になり自身の年金受給権(老齢基礎・老齢厚生年金)が発生すると、夫の遺族厚生年金に経過的寡婦加算⁴⁹⁾を加えた額とを比較して、いずれか一方(高い方)を選択しなければならない。ただし、いずれの場合も、老齢基礎年金は併せて支給される。

この場合、どちらか一方の年金を放棄するわけだから、年金保険料の掛け捨てが問題になる。

もし、寡婦(妻)が夫の遺族厚生年金を選ぶと、見かけは自身の老齢厚生年金を放棄(したがって保険料は掛け捨て)したようであるが、しかし選択後もまず妻自身の老齢厚生年金の積立金から支払われ、その差額あるいは不足分が夫の遺族厚生年金から支払われると見なすと、妻自身の老齢厚生年金は掛け捨てになっていないという指摘はすでに見られる⁵⁰⁾。この点は若齢遺族年金の場合、夫の被保険者期間は短くその積立金は少ないから、理解しやすい。

また、逆に妻自身の老齢厚生年金を選択した場合に、夫の年金が無駄になるという批判がある。選択以前の社会扶助としての(拠出に基づかない)遺族厚生年金が打ち切られるのは寡婦自身の受給権の確立によってその使命を終るのであって、必ずしも不公平なことではない。この場合は、夫の厚生年金への拠出期間が短く、むしろそれまでの遺族厚生年金は社会手当であり、保険料の掛け捨てに当たらない場合が多いだろう。遺族基礎年金も子が18歳に達すると支給が打ち切られるのが(中高齢寡婦加算が厚生年金から支払われるが……)、問題は同じである。それはともかく、妻にとってそれが無念に感じられるのは、遺族厚生年金が低水準(夫が若年で標準報酬が低いためである)であるにもかかわらず、選択後の妻自身の老齢厚生年金がそれよりもわずかに多いに過ぎないほどの水準であるとすれば、夫の遺族年金を放棄することが低水準の年金を固定化するものと感じるからであろう。

そこで、これらの二者択一的選択方法に加えて、1994年改正で、妻の老齢厚生年金の2分の1と夫の遺族厚生年金の3分の2（夫の老齢厚生年金の2分の1）との併給が認められた。つまり、それぞれの老齢厚生年金の2分の1づつが支給されるという妥協案である。この方法を選択する場合は、妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金より低額であるが、しかし夫の2分の1よりも高い場合であって、この方法は従来の選択方法よりも高い選択となる。

VI 遺族年金の課題

これまでにおいて、100年にわたるわが国における遺族年金の歴史を、紙数の都合で端折って、整理した。そこから見えるのは、わが国の遺族年金には2つの系譜と性格があるということである。1つは老齢年金の受給要件を満たした高齢被保険者または受給者が（十分に）受給しないままに死亡した場合に、その受給権を遺産として遺族へ継承を図るタイプで、「高齢遺族年金」と呼ぶことにする。もう1つは老齢年金の受給資格要件を満たさない短期加入の比較的若い被保険者の死亡に対して配偶者や子の生活保障を図るタイプで、「若齢遺族年金」とよぶものである⁵¹⁾。

この2つの系譜は途中で統合されるが、その性格の違いや特徴について十分に注意が払われなかった。そのことが遺族年金問題に混乱をもたらし、公平・不公平論を賑わしている大きな原因であると思われる。

「女性と年金検討会報告」は、遺族年金制度を個別課題の1つに取り上げて、改革の論点を3つ挙げている⁵²⁾。その1つが「遺族年金と老齢年金の併給」問題である。本稿は、その具体的な改革案を提起することを目的としないが、若干の論点の整理をもって、終章に代えたい。

1 片働き世帯と共働き世帯の不公平

上記「検討会報告」では、片働き世帯の賃金が（月額）36万円、共働き世帯が22万円+14万円のように世帯の合計収入額が同じで、老齢年金合計額も24万円と同一でも、夫が老齢年金を受給中に死亡して、妻自身の老齢年金や遺族年金を受給するようになると、片働き世帯の妻の年金は15万円（基礎年金を含む）、共働きの妻は12万円（基礎年金+夫婦の各老齢厚生年金の半分）と年金合計額に差が付き、保険料は世帯単位で同じ6.2万円（労使）なのに、不公平だという⁵³⁾。

実は、同「報告」は説明していないが、上記の計算例は夫婦ともに定年まで働き、満額の老齢年金を形成する高齢受給者の場合である。しかし、これを論議する前に、比較的夫が若くして死亡して寡婦になるケースを問題

にしなければならない。この場合、夫の死亡時の両世帯の若齢の遺族厚生年金の額は、夫の給料分の差（36万円と22万円）によって、格差が生じる。遺族厚生年金は共に十分な拠出を伴わない社会扶助年金であるのに、その給付水準に格差が生じるのは公平か、という問題がある。

他方、別の問題があって、共働き世帯の若い寡婦は遺族年金を受給しながら、夫の死亡後も引き続き賃金が得られるという点をどのように考えるか、という点である。つまり、寡婦が一定額の賃金をえながら、拠出の裏付けのない遺族年金が支払われることをどう評価するか、ということである。それは、自身の労働の代価であるとはいえ、旧共働き世帯の寡婦の総合収入は旧片働き世帯の遺族厚生年金給付額よりも多額となる可能性があり、共働き世帯に有利な仕組みである⁵⁴⁾。あるいは、若い旧共働き世帯の寡婦は、夫の死亡後も働き続けることによって、その間に自身の厚生年金を積み増し、それによって自身の老齢厚生年金を選択して結果的に夫の遺族年金を放棄したとしても、前述したように若齢の遺族年金はもとも拠出の少ない年金であるから、65歳までに十分に受給したかも知れず、夫の保険料の掛け捨てにはならない場合もありうる。

さて、以上の2つの問題を検討した後に、高齢期の寡婦の年金選択を問題にしなければならないが、上記の「検討会報告」の計算例は、夫婦とも老齢年金の受給後だけを取り上げるにすぎない。

とはいえ、「検討会」のあげたケースを取り上げれば、上記の計算例の格差は確かに生じる。遺族年金の支給割合が4分の3か2分の1かの差によるものである。しかし、このケースが遺族年金の典型であるかどうかは問題である。今後は増える可能性があるが、若齢タイプの遺族年金の方が多いたが現状である。

それにもかかわらず、検討会「報告」は年金選択後と高齢夫婦世帯のみに着目して、共働き世帯の寡婦にも遺族厚生年金の支給割合を片働きの寡婦の割合に揃えて、併給される両年金の4分の3（～5分の3）を支給する案を検討課題として問題提起する⁵⁵⁾。しかし、そこでは両世帯の給付と負担の割合の均衡のみが重視されて、単一的な方法が構想されているようであるが、遺族年金のタイプの差を考慮して、最低保障水準、生計費実態、拠出貢献度などを組み合わせ、給付水準を複線的に設定し、タイプ毎に財源調達のある方の検討が必要である、と考えられる。

2 老齢厚生年金受給権取得後の高齢遺族年金

遺族年金の事由には、被保険者の死亡に対するものと老齢年金の受給者の死亡によるものがある。これらを

区別せず、同じ次元で公平性を論じている場合が多く、むしろ議論を複雑にし、矛盾を来している。基礎年金改革は制度の一元化、給付水準の凍結あるいは財政調整では一定の効果があったが、遺族年金に関する限り、時間の経過とともに、老齢年金において満額年金の達成者が多くなり、また女性が働き被用者年金に加入し、自身の年金権を拡充しつつある現状にもかかわらず、改革前と同様に若齢遺族年金タイプを専ら想定しながら、遺族年金から老齢年金への切り替え（選択）の方法を設計した。せいぜい、65歳時点で女性自身の老齢年金選択が増加するであろうと予想したが、夫の老齢年金を遺贈する高齢遺族年金の問題について十分に検討してこなかった。そこに、問題混迷の原因があると言わなければならない。

既に述べたように、前者の若齢の有子の遺族に対する遺族年金は拠出を背景としない社会扶助年金・社会手当であり、いわゆるセーフティ・ネットの制度である。この意味における遺族基礎年金、遺族厚生年金はともに定額年金とし、財源は老齢年金の保険料とは別に国庫負担を中心に賄うことが適当であり、65歳の年金種類の切り替えもどちらか一方の年金選択で大きな問題はない。

他方、高齢遺族年金の発生パターンには2種類ある。すなわち、1つは既に遺族年金を受給する寡婦が自身の年金受給権をえた時に年金選択を迫られる場合と、もう1つは有夫の妻が自身の老齢年金の受給権を取得した後に、老齢厚生年金を受給する夫が死亡した時にやはり年金選択に迫られる場合である。

さて、後者のように、老齢年金を夫婦揃って受給するようになり、その後初めて遺族年金を受給する場合は、社会扶助年金論では問題は片づかない。現役時代に片働きおよび共働き世帯ともに、夫の老齢厚生年金からの遺族厚生年金または妻自身の老齢厚生年金の選択（または各2分の1づつの併給）を迫られる。この時、それぞれの寡婦の遺族厚生年金は夫の現役時代の賃金格差により受給額は異なる。これが先に見た検討会「報告」の指摘する不公平の事例である。世帯単位の拠出総額が同じなのに、遺族世帯の受給年金額が異なるという問題点である。

さて、その選択に対応して掛け捨てや公平性の問題が生じることになるが、現行制度では3つの選択肢がある。若干の重複があるが、再度問題点を整理をしておこう。

第1は、妻自身の老齢厚生年金のみを選択する場合の問題点である。この場合は妻の老齢厚生年金の方が高額であるわけだから、恐らくは妻の厚生年金の被保険者期間は長く、受給資格要件を満たしていると考えられる。その際、それまでに受給してきた夫の遺族厚生年金が被保険者期間の短い社会扶助年金であるか、あるいは老齢

年金の長期受給資格要件を満たしているかによって問題のあり方は異なる。

前者の場合は既に考察したが、後者の場合は、夫の老齢厚生年金または遺族厚生年金は積立要件を満たした年金であり、また妻の生計費分が含まれているから、その全部を打ち切るとは問題がある。老齢厚生年金が世帯単位で設計されている場合、確かに死亡した夫の生計費分は不必要になるが、寡婦の生計費分は残存しているので、積立（受給資格要件）を完了している場合には、寡婦自身の老齢厚生年金とは別に、一定割合の遺族厚生年金を併給する方向は不合理なことではない。その際、まず妻自身の老齢厚生年金を支給し、それに加えて、夫の遺族厚生年金の一定割合を上乗せして支給することにより、寡婦の生活保障と夫の厚生年金の掛け捨て感を和らげることができる。ただし、過剰にならないように上限の設定が必要である。

第2の問題点は、年金選択により寡婦自身の老齢厚生年金または夫婦のそれぞれの老齢厚生年金の2分の1とする場合に、夫婦と単身者の必要生計費の割合からみて低すぎ、1994年の改正の効果は余りないということである。なぜ、合計した年金額の2分の1なのか、夫婦と単身世帯の生計費実態に照らし、財源と過剰給付抑制を含めて、再検討が必要である。

第3の問題点は夫の遺族厚生年金を選択する場合である。片働き世帯の無業の寡婦は、社会扶助年金であろうが満額年金であろうが、夫の遺族年金をそのまま継承するより他はない。しかし、共働き世帯では寡婦自身の老齢厚生年金がありながら夫の遺族厚生年金を選択する場合であるから、夫の賃金が高く、被保険者期間が長く受給資格要件を満たしている場合であろう。このとき、寡婦の老齢厚生年金は掛け捨てになるという不満が見られる。

このように、とくに夫婦ともに長期被保険者であった場合には、拠出比例制の原則に基づき夫婦の老齢厚生年金の一定割合を保障するよう、寡婦の老齢厚生年金と夫の遺族厚生年金を併給することを積極的に検討しなければならない時期に差し掛かっているものと思われる。

VII おわりに

以上の考察から、一応のまとめを行いたい。最初に断ったように、本稿で遺族年金の改革案の結論を提起することは主題ではないが、基本方向はかなり明白に見えてきたので、一応の展望を試みておきたい。

それは、要するに、遺族年金の要件を一律に固定化せずに、遺族年金の受給権の構成のあり方によって支給方

法をさだめることが今後必要になるということである。たとえば、若齢遺族年金には定額給付で社会扶助年金の性格を強めて生活保障を図り、財源を年金保険から切り離して国庫負担・税を強化する。他方、老齢年金の受給資格要件を満たした後の高齢遺族年金には、寡婦自身の老齢年金をベースにしながら、夫の年金のうち世帯維持費・共通費相当分を遺族年金として遺贈させて、各自の拠出貢献度を何らかの方法で反映させて不公平感を緩和しつつ、一定の給付水準を確保することが必要となる。今後は、このタイプの高齢遺族年金が増加していることに注目して、受給対象を限定するならば「保険料を納付したことが、できる限り給付額に反映されるようにする⁵⁰⁾」ことも妥当である。しかし、それはすべての遺族年金に必要ではない。

このように遺族年金の性格の相違に対応した制度に再構築することにより、セーフティ・ネットとしての遺族年金の給付水準を確保しつつ、それと切り離して年金保険の原則により比例主義的体系を確保することが可能となる。

注

- 1) 土穴文人「労働者年金保険法制定史論」、拓殖大学『研究年報』第5号、1984年、pp.65-6。
- 2) 日本国有鉄道厚生局編『国鉄共済組合五十年史』、国鉄共済組合、1958年、pp.29-32。これに関する先行研究として、『国鉄共済組合三十年史』を用いた佐口卓『日本社会保険史』（日本評論社、1957年）がある。
- 3) 前掲『五十年史』、p.67。
- 4) 財源は、これらの改善に伴い、組合員の掛け金が100分の3から100分の6へ、政府給与金・国庫負担は100分の2から100分の5に引き上げられた（前掲『五十年史』、p.67およびpp.85-6）。
- 5) 前掲『五十年史』、p.90。
- 6) 佐口卓『日本社会保険制度史』、勁草書房、1977年、p.52。
- 7) 『鐘淵紡績株式会社従業員待遇法』（1921年7月発行）、p.24。なお、待遇法とは別に、「使用人傷病老衰退職恩給規則」（全14カ条）が定められた。
- 8) 協調会『我国共済組合の現状』、1933年、pp.34-8。
- 9) 近藤文二『社会保険入門』、東洋書館、1943年、p.228。
- 10) 清水玄『社会保険論』、有光社、1940年、p.301。
- 11) 国籍要件は、連合国軍最高司令部の「職業生活に関する覚書」に基づき、1946年1月の法改正によ
- り削除され、外国人も厚生年金保険の被保険者とされた（厚生団編『厚生年金十年史』、厚生団、1953年、p.218-9）。
- 12) 近藤は、脱退手当金を、「その本質上、保険学上いわゆる『解約還付金』に相当し、何ら『給付』としての意味をもつものではない」、「社会保険は、個人保険と異なり、民間の生命保険会社が行うところの養老保険に見られる如き個人貯蓄的性格をもつものではない」と厳しく批判する（後藤清・近藤文二『労働者年金保険法論』、東洋書館、1942年、p.231）。この点は、第2次大戦後、GHQによって批判され「脱退手当金の廃止勧告」を受けた所以である（厚生団編『厚生年金保険制度回顧録』（社会保険法規研究会、1983年、p.47）。
- 13) 遺族の範囲と順位は施行令（勅令）で定められ、死亡した被保険者または受給者と同一戸籍内にありかつ生計を維持される配偶者並びに子、父母、孫、祖父母とした。なお、配偶者である夫は60歳以上か廃疾により生計資料をえる方法がないこと、子は15歳未満であること、父母は60歳以上であること、祖父母は不具体廃疾により生活困窮の状態であることを条件とし、配偶者以外の支給要件はかなり限定されていた。
- 14) 川村秀文保険院総務局長の説明（1940年10月保険院保険制度調査会）、前掲『十年史』、pp.60-1。
- 15) 後藤清・近藤文二『労働者年金保険法論』、東洋書館、1942年、p.234。
- 16) 前掲近藤『社会保険入門』、p.266。
- 17) 前掲共著『労働者年金保険法論』、p.235。
- 18) 花澤武夫『労働者年金保険法解説』、健康保険医報社、1942年、p.209。
- 19) 前掲共著『労働者年金保険法論』、p.235。
- 20) 同上共著、p.250。
- 21) 前掲『社会保険入門』、p.260。
- 22) 前掲共著、p.250-1。
- 23) 坑内夫は15年であるが、被保険者期間の計算については、戦時中はその被保険者期間の3分の1を特別加算し、その費用は国庫負担で賄われるものとした。
- 24) 近藤文二『社会保険』、東洋書館、1948年、p.284。
- 25) GHQとの交渉経過は前掲『十年史』（pp.491-2）および前掲『厚生年金保険制度回顧録』（pp.44-9）に紹介されている。
- 26) 標準報酬の引き上げにより、男子の平均標準報酬は約3500円（1947年6月の平均標準報酬月額は約

- 530円)になると見込まれ、これに男子の料率の9.4%を乗ずると保険料額は300円となり、従前の約6倍に増加することが予想された(前掲『十年史』p.313)。
- 27) 厚生省自身の評価によれば、「被保険者期間の長短にかかわらず同一給付をなす障害給付においては、最近の経済界の変動に伴って平均標準報酬によって算定する場合は種々の不都合を生じ、被保険者の不利益となる場合が多い」が、「長期保険である厚生年金法にこの種の改正は実に画期的なものと言わなければならない」と、この措置の原理原則の相違が自覚されていることがわかる(前掲『十年史』p.227)。
- 28) 同上『十年史』、p.283。
- 29) 同上『十年史』、p.306-9。
- 30) 厚生団編『厚生年金保険十五年史』、1958年、pp.166-86。
- 31) 同上『十五年史』、pp.217-9。
- 32) 同上『十五年史』、pp.225-7。
- 33) 同上、p.260-2。この法案に対して、国会の審議で公聴会が開かれ、被保険者側委員から、遺族の範囲において妻の資格年齢の55歳は引き下げる必要がある、夫も妻と同様にすべきである、子は18歳未満程度に引き上げるべきである、遺族一時金の廃止は問題である、という意見があった。別の被保険者側委員からは、遺族年金額は生活保護法の扶助額を下回り、55歳未満の妻に支給しないのは再考されるべきであるという意見があった。公益委員からは、遺族年金は3000円フラット制か老齢年金と同額または少なくとも3分の2程度に引き上げるべきであり、別の公益委員は、遺族年金の額は2分の1という恩給法の考えにならうべきだ、との意見を提起した(同上書、pp.268-73)。
- 34) 同上書、p.296。
- 35) 社会保険庁編『国民年金三十年のあゆみ』、ぎょうせい、1990年、pp.8-10。
- 36) 老齢年金は15年以上を受給資格要件とし、15年で2万4000円、20年で3万円、40年で5万4000円の完全年金となった。
- 37) 同上書、p.21。
- 38) 同上書、p.74。
- 39) 1961年10月に、準母子年金制度が創設され、4月に遡及して実施された。準母子年金では祖母や姉妹(ただし配偶者がいないこと)が孫や甥または姪を扶養している場合に、支給される。
- 40) 例えば、伊部英男『女性と年金』、時事通信社、1975年、p.121。
- 41) 厚生省年金局『年金と財政』、法研、1995年、pp.40-1、pp.71-2。
- 42) これに伴い、母子・準母子・遺児年金は廃止され、遺族基礎年金に移行する(従前の寡婦年金、死亡一時金は第1号被保険者の独自給付となった)。
- 43) 25年加入の国民年金の老齢年金は約月額5万円となるが、40年加入では8万円程度となる。遺族基礎年金は25年相当分にあたるから、老齢年金の満額が改善になるとは限らない。また、現行制度の単身者の老齢基礎年金の水準自身が実際の生計費や夫婦の額の単純な2分の1という点からみて低いという指摘は成り立つ。したがって、遺族基礎年金の水準が適正であるかどうかは改めて検討する必要があるだろう。
- 44) なお、旧法の母子年金、準母子年金、遺児年金は旧法によって支給されるが、年金額は加算額も含めて遺族基礎年金と同様に計算され、また母子福祉年金などには遺族基礎年金が支給される(従来と同様の所得制限があるが)ので、これらの場合は改善となる。
- 45) しかし、適用対象を有子の妻に限定するのは問題である。今後、女性の就業が拡大し、収入・稼得能力の低い夫もあり得るとすれば、支給対象の男女差を見直す必要もある。その場合、生計維持関係が要件となるが、その基準と認定事務が問題になり、当然、財源は増えるという問題がある。
- 46) この場合、掛け捨てが生じるが、他方で長命の受給者もあり、そのリスクの分散が保険である。しかし、3年以上保険料を納めた被保険者が年金を受給することなく死亡した場合に死亡一時金(独自給付)を残した。これは保険原理と矛盾する給付の延命策である。
- 47) 新遺族年金は遺族の生活保障が目的であり、新たに生計維持関係の要件を導入し、生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって一定水準(所得分位の上位10%の階層の年収を基準に設定し、1994年改正で850万円未満)を越えないこととした。
- 48) 「専業主婦に対して遺族年金を給付する費用を第2号被保険者(特に、単身の女性、共働きの女性)が共同負担していることは不公平」(年金局編『年金白書』、社会保険研究所、1999年、p.214)であるという批判があるというが、共同負担は専業主婦に対してだけではない。また、仮にそうだと

- しても、単身女性には遺族がないがいずれ結婚する可能性があり、また共働きまたは片働きの妻が寡婦になるリスクは同率であるはずであり、共働きの妻も満額の保険料を納付する前に遺族基礎年金を受給する可能性があるとするれば、第2号被保険者が保険料を納めそこから基礎年金に拠出することは不公平であるとは必ずしもいえない。
- 49) 遺族厚生年金と中高齢寡婦加算を受給していた妻が65歳になり自身の老齢基礎年金を受給するようになった場合に、基礎年金改正時の年齢が理由で基礎年金への加入期間が短いために自身の老齢基礎年金が低額となり、中高齢寡婦加算額よりも低くなる可能性があるが、それを調整するために遺族厚生年金に加えて経過の寡婦加算（2000年改正により生年別に月額5万267円～1683円）が支給される。
- 50) 堀勝洋『年金制度の再構築』、東洋経済新報社、1997年、p.98。
- 51) このタイプあるいは性格の違いを、厚生労働大臣の私的懇談会「女性のライフサイクルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討委員会（略称「女性と年金検討会」）報告書（2001年12月）も一応は区別し、「若齢の遺族配偶者（妻）に対する遺族年金」と「高齢の遺族配偶者（妻）に対する遺族年金」とに分けて、遺族年金の受給パターンを分類している。
- 52) 同報告書は『賃金と社会保障』（2002年3月上旬～4月上旬号）に全文転載されたものを参照した。遺族年金は、4月上旬No.1319 p.71-6に掲載される。
- 53) 同上、4月上旬号、p.72。片働き妻の遺族年金は $36 \times 7.5 / 1000 \times 40 \times 3/4 = 8.1$ 万円、共働き妻遺族年金は $22 \times 7.5 / 1000 \times 40 \times 1/2 + 12 \times 7.5 / 1000 \times 40 \times 1/2 = 5.4$ 万円であり、これに基礎年金6.7万円を加える。保険料は $36 \text{万円} \times 0.1735 = 6.2$ 万円である。
- 54) それゆえ、子のない寡婦には、勤労収入が見込めるので、遺族基礎年金を支給しないことになる。
- 55) 同上、4月上旬号、p.73。
- 56) 同上、4月上旬号、p.75。

わが国の遺族年金制度の形成と展開

坂口正之

要旨：近代的な公的年金制度は、老齢年金、障害年金、遺族年金の3給付を備えている。しかし、公的年金制度の創設時から遺族年金給付が用意されたわけではなく、導入された当初から遺族の生活保障を目的とするものではなかった。大正期に入って、国鉄共済組合は遺族一時金を支給したが、それは年金の中途解約による保険料の払い戻しを目的とするものであった。やがて、労働者年金保険法（1942年）が誕生して、初めて老齢年金の受給権の遺贈を目的とする遺族年金が制度化された。

しかし、それは現役被保険者の遺族の生活保障には不十分で、別途新たな給付を必要とし、第2次大戦後、厚生年金は、従来の遺族年金とは別に新たに寡婦・遺児年金制度を導入した。そのような生活援助は、緊急を要したので、拠出要件を緩やかにし、財源も賦課方式で賄ったので、社会手当ともいえる。1954年の厚生年金の大改革時に、2つの制度を単純に統合し、その後は最低保障水準を引き上げるだけであったので、他の拠出を要件とする年金給付との差異が不明確になり、誤解も生じた。そのために、遺族年金受給者間における不公平性を強調しすぎるという、あまり実りのない論争が生じることになっている。

本稿は、わが国の遺族年金制度の変遷を跡付け、その目的と機能を再確認することを主題とする歴史的研究であるが、今後、遺族年金の具体的な改革案を提示するための予備的な考察にあたるものである。